

# 明石市債権徴収計画（達成状況）

## 平成 28 年度

### 1 はじめに

このたび、平成 28 年度の決算がまとまりましたので「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度の徴収計画の達成状況を公表します。

### 2 平成 28 年度 具体的な取り組み

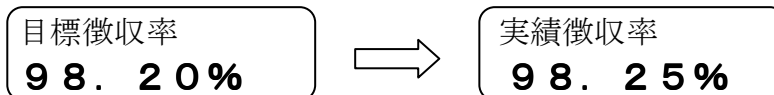
- ① 徴収率向上の基本として、現年度分の期限内完全収納、滞納となった場合の迅速な督促、催告を徹底し、次年度へ滞納繰越しをさせないように取組みます。
- ② 任期付弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、支払督促の申立てや相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。
- ③ 相続人の不存在やその後の徹底した調査などにより、債権の回収が不可能、かつ今後の債権管理が非合理的となった事案については、債権放棄を行い適切な債権管理を図ります。

### 検証

- ① 昨年度から引き続き市税、国民健康保険料などにおいて迅速な督促、催告を実施しました。市税では対象案件を絞り込んだ上での一斉催告を増やしたり、延滞金発生前の対象者への赤色封筒による個別の催告を行うなどの工夫により滞納者の納付意識を喚起し、次年度への滞納繰越し防止を図りました。他債権でもこのような防止策を可能な限り実施していくことで、市債権の適正な管理、措置に努めます。
- ② 任期付弁護士職員との連携により市営住宅使用料、高校生等奨学金貸付金などでは明渡し等請求訴訟の提起や支払督促申立てを行い、滞納債権の回収に努めました。しかし、滞納額が少額であったり、自治体が強制的に滞納者の財産を差押え、回収、調査できるといった自力執行権が無いために、滞納者の資力について把握が難しく、費用対効果の面から積極的な法的手続きが取れなかった事案もありました。これらについては、引き続き各債権毎に法的手続きが取れるよう検討し適正な管理、措置に努めます。
- ③ 条例で定めた債権放棄の要件に基づき、各債権において適切に債権放棄を実施しました。

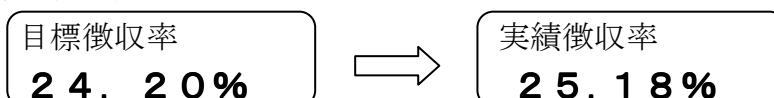
### 3 平成 28 年度 徴収率（企業会計分を除く）

- ① 現年度分（平成 28 年度に発生した債権）



**検証** 平成 28 年度の徴収率は 98.25% となり、目標を達成しました。前年度比でも 0.28 ポイント上昇しています。徴収未済の繰越し額は約 10 億 1,000 万円で、前年度比で約 1 億 3,300 万円縮減しています。

- ② 滞納繰越し分（平成 27 年度以前に発生した債権）



**検証** 平成 28 年度の徴収率は 25.18% で、目標を上回っています。また前年度比でも 1.00 ポイント上昇しています。滞納繰越し額も約 27 億 3,800 万円で、前年度比で約 2 億 3,100 万円縮減しています。